

主 文

労働基準監督署長が、平成30年3月16日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、いずれもこれを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の亡家族（以下「被災者」という。）は、昭和63年4月5日、会社A（現：会社B。以下「会社」という。）に雇用され、医療用医薬品等の卸売りにかかる営業職として勤務していた。
- 2 被災者は、会社C支店事務所（以下「C支店事務所」という。）で勤務し、平成〇年〇月〇日に会社D支店の病院課の課長へ昇格したが、同月〇日、体調不良を訴え、E医療機関に受診し、「抑うつ状態」と診断された。その後、被災者は同月〇日、自宅近くのマンションから墜落し死亡した。
- 3 請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を1万7411円とし、平成29年5月31日付けで遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分をした（以下「原処分」という。）。

請求人は、原処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成30年1月30日付けで、原処分を取り消す旨の決定をした（以下「前回決定」という。）。

- 4 本件は、監督署長が前回決定を受け、給付基礎日額を改めて1万7420円と算定して平成30年3月16日付けで遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、さらに、請求人が本件処分の給付基礎日額を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月2

7日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

遺族補償給付及び葬祭料の支給に係る給付基礎日額が1万7420円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 前提事実

(略)

2 当審査会の事実認定及び判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（以下「労基法」という。）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間（平成27年7月1日から同年9月30日まで。以下「本件算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金を含むと解される。

(2) 請求人は、被災者は1日当たり10時間程度就労しており、未払の時間外労働手当があると主張するので、以下検討する。

(3) ア 被災者の労働時間の把握について

被災者は、本件算定期間において、事業場内において実施する業務（以下「内勤」という。）と担当する顧客先である病院を訪問する営業業務（以下「外勤」という。）に従事していた。その中で、被災者の入社時刻と退社時刻が記録されているものの、内勤、外勤に係る労働時間や外勤時の具体的な顧客先訪問等の業務実績は記録されておらず、労働時間は正確に把握さ

れていない。

イ 被災者の勤務実態について

このため、会社作成の「C支店での1日の平均的な業務内容」、並びに被災者と同様の業務を担当するF、G及びHの自らの就労実態に関する申述などを基に被災者の勤務実態を推測したところ、被災者は、おおむね、午前8時前に出社し、午前8時頃から内勤、昼前にC支店事務所を出発し、外勤を行い、途中休憩をはさんで、午後5時半頃に支店事務所に戻り、内勤した後、午後7時から午後8時頃に退社していたものと認められる。したがって、外勤時間は、途中の休憩時間を含めて昼前頃から午後5時半頃までのおおむね6時間程度と認められる。

なお、Iは、「顧客先までの移動時間と手待ち時間は休憩だと思っておりますので」と述べているが、外勤中の移動時間及び訪問先での待機時間などは原則として労働時間と解され、上記Fら会社関係者の申述からしても、外勤中に1時間を超えるような休憩時間を取得していたとの事情は認められない。

ウ 外勤時間について

外勤時間について、会社と会社の労働組合が締結した労基法第38条の2に基づく「事業場外みなし労働時間制に関する協定書」には、「病院専門担当については、1日5時間とする。」とされている。被災者にこの協定の適用がある場合は、外勤時間は5時間と算定することとなる。なお、被災者の外勤の実態は、不特定多数の顧客先を訪問あるいは顧客先の開拓等を行うものではなく、限定された担当病院を巡回訪問するものであって、具体的な訪問時間や訪問頻度等は被災者の裁量に任されていたものの、会社からの概括的な業務指示に基づき、その業務内容はおおむね想定されることからすれば、日々の就労に当たり、支店事務所を出発した時刻及び戻った時刻、訪問先とその所要時間など簡易な内容の報告を求めれば、営業業務中の被災者の就労状況は比較的容易に把握できると思われ、労基法第38条の2の事業場外みなし労働時間制の適用がある労働者が否かは疑義のあるところである。仮に適用されなくても、実態において、上記のイのとおり、外勤中の労働時間がおおむね5時間と休憩時間が1時間であったと推認されるので、事業場外みなし労働時間制の適用の有無にかかわらず、

外勤時間は5時間であったとするのが妥当である。

エ 内勤時間について

内勤時間についても、実態は把握されていないが、外勤時に取得した休憩以外に休憩を取得した事実は確認できないため、外勤時間5時間と休憩時間1時間を除いた時間が内勤時間であるとするのが妥当である。

オ 小 括

以上のとおり、被災者の労働時間は、始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間1時間を除いた時間(内勤時間と外勤時間)とみるべきであり、1日当たりの被災者の所定労働時間である7時間30分を超えた時間は、時間外労働時間に該当する。

これを、給付基礎日額の本件算定期間の初日である平成27年7月1日(以下「初日」という。)の労働時間に具体的に当てはめてみると、タイムレコーダーの始業時刻が午前7時37分、終業時刻が午後7時45分であることから、時間外労働時間は、始業から終業の間の12時間8分から休憩時間1時間を除いた11時間8分から所定労働時間の7時間30分を控除した3時間38分となる。

(4) 監督署長は、被災者には事業場外みなし労働時間制の適用があり、「所定みなし時刻は午後8時」として、午後8時以降の就労についてのみ割増賃金を算定して賃金総額を算出し、その根拠として、会社が午後8時以降の就労について時間外労働として取り扱っていることを挙げる。監督署長は、上記の理由に基づき、初日について、終業時刻が午後7時45分のため、割増賃金は発生しないと認定しているが、(3)に説示したとおり、初日だけについてみても、割増賃金が必要な時間外労働時間は3時間38分となる誤りがあって、本件算定期間全体についても再調査の必要があることから、監督署長の認定及び本件処分は明らかに誤りである。

(5) 以上のとおり、監督署長が午後8時以降の労働時間のみを割増賃金の対象として給付基礎日額を算定したことは失当である。

4 結 論

よって、給付基礎日額を1万7420円とした本件処分は失当であるので、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月13日